二〇七三　松島飛行場　東松島市　国有　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、航空自衛隊車力分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三〇三五　習志野演習場　船橋市、八千代市　国有　土地：約二、二六二、〇〇〇平方メートル　建物：約三五、〇〇〇平方メートル　工作物：門等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十二日から同年七月一日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三〇五〇　入間飛行場　狭山市、入間市　国有　土地：約一、〇七〇、〇〇〇平方メートル　建物：約一〇、七〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同年七月三日までの間　同年七月四日から令和八年六月二十八日までの間　陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊入間基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一一三　大矢野原・霧島演習場　熊本県上益城郡山都町　国有　土地：約八〇〇平方メートル　建物：約一一〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊大矢野原演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五　健軍駐屯地　熊本市　国有　土地：約二一、〇〇〇平方メートル　建物：約九、三〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五　健軍駐屯地　熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町　国有　土地：約三五、〇〇〇平方メートル　建物：約四、九〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二六　目達原駐屯地　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町　国有　土地：約六四、〇〇〇平方メートル　建物：約二〇、〇〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三〇　奄美大島　奄美市　国有　土地：約八、六〇〇平方メートル　建物：一、〇〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。

土地　約四、〇〇〇平方メートル　建物　約二、〇〇〇平方メートル　工作物　水道等　として追加提供する。　使用期間　令和八年六月十八日から同年七月三日までの間　訓練の展開及び撤収のための追加期間を、航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物　約一、一〇〇平方メートル　工作物　水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間　令和八年六月十日から同年七月三日までの間　航空自衛隊入間基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地　約一、一〇〇平方メートル　建物　約一〇、七〇〇平方メートル　工作物　水道等　として追加提供する。　使用期間　令和八年六月二十日から同年七月三日までの間　陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊入間基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地　約八〇〇平方メートル　建物　約一一〇平方メートル　工作物　水道等　として追加提供する。　使用期間　令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊大矢野原演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地　約二一、〇〇〇平方メートル　建物　約九、三〇〇平方メートル　工作物　水道等　として追加提供する。　使用期間　令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地　約三五、〇〇〇平方メートル　建物　約四、九〇〇平方メートル　工作物　水道等　として追加提供する。　使用期間　令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地　約六四、〇〇〇平方メートル　建物　約二〇、〇〇〇平方メートル　工作物　水道等　として追加提供する。　使用期間　令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地　約八、六〇〇平方メートル　建物　一、〇〇〇平方メートル　工作物　水道等　訓練施設として追加提供する。

五一一三　大矢野原・霧島演習場　熊本県上益城郡山都町　国有

五一二五　健軍駐屯地　熊本市　国有

五一二五　健軍駐屯地　熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町　国有

五一二六　目達原駐屯地　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町　国有

五一三〇　奄美大島　奄美市　国有

五一一三　大矢野原・霧島演習場　熊本県上益城郡山都町　国有　土地：約八〇〇平方メートル　建物：約一一〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊大矢野原演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五　健軍駐屯地　熊本市　国有　土地：約二一、〇〇〇平方メートル　建物：約九、三〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五　健軍駐屯地　熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町　国有　土地：約三五、〇〇〇平方メートル　建物：約四、九〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二六　目達原駐屯地　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町　国有　土地：約六四、〇〇〇平方メートル　建物：約二〇、〇〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三〇　奄美大島　奄美市　国有　土地：約八、六〇〇平方メートル　建物：一、〇〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。

二〇七三　松島飛行場　東松島市　国有　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、航空自衛隊車力分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三〇三五　習志野演習場　船橋市、八千代市　国有　土地：約二、二六二、〇〇〇平方メートル　建物：約三五、〇〇〇平方メートル　工作物：門等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十二日から同年七月一日までの間　二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三〇五〇　入間飛行場　狭山市、入間市　国有　土地：約一、〇七〇、〇〇〇平方メートル　建物：約一〇、七〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月二十日から同年七月三日までの間　同年七月四日から令和八年六月二十八日までの間　陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一一二　築城飛行場　行橋市、福岡県築上郡築上町　国有　土地：約四、〇〇〇平方メートル　建物：約二、〇〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和八年六月十八日から同年七月三日までの間　訓練の展開及び撤収のための追加期間を、航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。